

# 通知カードの取扱いの変更について

法律の改正により、令和2年5月25日から通知カードの取扱いが変更されました。

## 1 終了した手続き

- (1) 通知カードの新規発行及び再交付
- (2) 通知カードの住所、氏名等記載事項変更

## 2 マイナンバーの新たな通知方法

出生等により新たにマイナンバーが住民票に記載される方には、マイナンバーを記載した「個人番号通知書」を簡易書留で郵送してお知らせします。

※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類としては利用できません。

## 3 通知カードに代わるマイナンバー（個人番号）を証明する書類

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) マイナンバーが記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」  
※通知カードの住所、氏名等に変更がない又は正しく変更手続きが取られている場合は、その通知カードもマイナンバーの証明書類として使用できます。  
※マイナンバーを証明する書類としてマイナンバーカード以外を提示する際は、運転免許証・旅券などの本人確認書類の提示も必要です。

## 4 引き続き行う手続き

- (1) 通知カードの紛失届
- (2) 通知カードの返納届

## 5 マイナンバーカードの申請について

通知カードに添付された交付申請書については、住所や氏名変更等により通知カードの記載事項に変更がある場合でも、引き続きスマートフォンやパソコンでオンラインによる交付申請が可能です。また、郵送申請の場合は変更箇所を手書きで修正することにより使用することができます。

